

告 示

埼玉県告示第四百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業手子林第三地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十八年四月十三日から

平成二十八年五月十七日まで

二 縦覧場所

羽生市役所